

介護保険に関するお知らせ

☎高齡福祉課(☎826・1111 内線2463)

介護保険料を年金から差し引かれていた皆さんへ

介護保険料を年金から差し引かれていた方(特別徴収)には、7月中旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

■年金からの差し引き

介護保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、7月に保険料額が決定するまでは、前年度2月の年金からの差し引き額と同じ額を「仮徴収」として納めていただきます。その後、年間の保険料確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を「本徴収」として納めていただくこととなります。

■徴収額の変更による平準化(8月から)

収入の変動などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまいます。そこで、1年間を通じてできるだけ均等な額となるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

※今回の平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

介護保険負担限度額認定証更新

介護施設に入所・滞在したときの居住費・食費について、現在、介護保険負担限度額の認定を受けている方は、認定証の有効期限が7月31日までとなります。認定を受けている方には更新の案内を郵送しますので、更新を希望される方は、早めに手続きを行ってください。また、介護保険制度改正により、今年8月から利用者負担段階の判定に、課税年金収入に加えて非課税年金(遺族年金や障害年金など)収入も含めて判定することになりました。

☑7月29日(金)

※更新方法など、詳しくはお問い合わせください。

『土浦市よくわかる認知症ガイドブック』をご利用ください

☎高齡福祉課(☎826・1111 内線2500)

認知症は、身近な病気です。認知症を正しく理解し、認知症に関するさまざまな資源、サービスなどを把握しておくことで、住み慣れた我が家・地域で継続して暮らすことができます。その一助になる冊子を作成しました。



□認知症に関してわからないことはありませんか？

- ◆認知症って、どこの病院・診療所で診てくれるの？
- ◆誰かに相談したいけど、どこに相談したらいいの？
- ◆困っているんだけど、どんなサービスがあるの？
- ◆住まいの近隣にはどんな病院やサービス事業所があるの？
- ◆あれ!? 最近ちょっと…。認知症のチェックって自分でできるの？



このような認知症に関するさまざまな疑問を解決します!



□こんな場面で役立ちます

*認知症の「かかりつけ医」を見つけられる

認知症は早期の診断と治療が大切です。認知症の診療や認知症の専門医への紹介が可能である、医療機関の一覧を中学校区ごとに掲載しました。

*近所にある医療機関やサービス事業所がひと目でわかる

認知症の診療が可能な医療機関や認知症に関わるサービス事業所などを、各中学校区ごとのマップで掲載しました。

*相談できる場所がわかる

認知症に関しての相談窓口を、相談内容ごとに掲載しました。

*受りたい・受けられるサービスがわかる

認知症に関してのサービスなどを目的別に掲載しました。

*自分で簡単なチェックができる

付録として自分でできる認知症のチェックリストを掲載しました。各窓口や、医療機関での相談の際にも役立ちます。

□配布場所

- ・高齡福祉課
- ・健康増進課
- ・地域包括支援センターうらら
- ・在宅介護支援センター
- ・各地区公民館

※市ホームページからもダウンロードできます。

